

1. 開 会

2. 会長あいさつ

子ども・子育て新制度がスタートしてから、1年4月経とうとしています。この制度は最後の少子化対策と言われています。エンゼルプランに端を発した少子化対策ですが、育児と働き方、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の視点から昨年からの制度がスタートしてきております。しかし、その財源は5パーセントから8パーセントに引き上げられた消費税で賄っているわけですが、この新制度を完全に実施するためには消費税が10%になった際の増収分、毎年7000千億円が充てられることになっています。この子育て会議で議論されている内容を反映させるためには、1.1兆円超の財源が必要となりますが、その多くは消費税から充当されることになっています。消費税はまさに子どもが豊かに育つための負託というわけですが、安倍内閣は消費税の引き上げを2年半先送りすることを明言しておりますので、これをどうつないでいくのか、つなぎ国債を発行して賄っていくのか先行き不透明であり、懸念するところがあります。

本日の議題ですが、懸案事項でありました1号認定の利用者負担の見直しが議題に入っております。もし、市内の幼稚園が新制度に移った場合、幼稚園の利用者にとってはかなり重要な議題となりますので、皆様から様々な意見をいただきながら慎重審議を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 報告事項

(1) 委員の変更について

所属団体・推薦団体の役員変更等による委員の変更を、平成28年4月1日付で行った。別紙資料①「富良野市子ども・子育て会議委員名簿」を用いて、変更委員3名（東海林委員、天間委員、橋本委員）の報告を行った。

※質疑等なし

(2) 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

別紙資料②・③を用いて、説明を行った。

建築基準法施行令の一部改正により、引用条項の整理に伴う条例の一部改正を行った。

※質疑等なし

(3) 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

(4) 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について

別紙資料②・④・⑤を用いて説明を行った。

低所得世帯・多子世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置を講ずる「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が平成28年3月31日付で公布され、同年4月1日から施行されたことによる改正を行った。

【改正内容】 年収360万円未満相当世帯で

①ひとり親世帯等の保育料等の負担軽減措置の拡充

②多子世帯の保育料等の負担軽減措置の拡充

○質 疑

【委 員】

年の離れた兄弟がいるケースがあると思うが、18歳以上あるいは独立して働いている場合についても、第1子というカウントになるのか。

【事務局】

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象となる。保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む（同居も不要）。ケースごとに、子が保護者の監護状態にあるかどうかを確認した上での対応となる。

4. 議 題（協議事項）

(1) 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について【1号認定：幼稚園・認定こども園】

資料6に基づいて、「1号認定子ども（幼稚園・認定こども園）の利用者負担額」について以下の説明を行う。

①私立幼稚園の利用者負担額について

②本市の利用者負担額及び階層区分の設定について

③本市の利用者負担額の見直しについて

現在、富良野市の定める1号認定子ども（幼稚園・認定こども園）の利用者負担額（料金表）は、国の定めた利用者負担額（国基準）及び階層区

分に準じており、月額 25,700 円（所得に応じて 5 階層）を上限に市条例で定めています。

全国の幼稚園の保育料の平均は月額 25,700 円（国のイメージは第 5 階層利用者負担額）となる中で、市内幼稚園の保育料の平均は 19,463 円となっており、全国平均を大きく下回る低い保育料となっています。

市が保護者の負担軽減を図るために、国が定めた利用者負担額（国基準）を引き下げた場合、市が定めた利用者負担額と国基準との差額は、市が単独で負担し補てんすることになります。

今回の条例改正のポイントとして以下の 3 点が挙げられる。

- ①幼稚園が新制度に移行しても利用者の負担が大きく変わらないこと
- ②道内市町村の利用者負担額の状況を踏まえ、「国基準を準用した現行の 1 号認定子どもの利用者負担額」から「市内幼稚園の平均利用者負担額（保育料、入園、光熱水費、施設費）」への引き下げを検討
- ③市内私立幼稚園の「子ども・子育て支援新制度」への移行を促し、安定的な幼児教育の受け皿づくりと子育て環境の充実を図る

なお、現行の幼稚園利用者の負担水準を維持するよう、利用者負担額を見直した場合、試算では新たに 31,000 千円を超える市の追加財源が必要となります。

○質疑（意見）

【会 長】

現在、市内の幼稚園の利用者負担金（保育料）は各園で決定していますが、新制度（施設型給付）に移行すると、条例で定められた所得に応じた利用者負担額（保育料・入園料・光熱水費・施設費）が適用となります。現在監督庁は北海道の学事課ですが、新制度では運営に係る部分については、富良野市が監督庁となります。また、現在は就園奨励費の対象になっていますが、新制度に移行すると対象外となります。

【委 員】

資料をしっかりと出してください感謝します。現在の就園奨励費補助金と新制度に移行した場合との比較がしっかりできて理解しやすいです。就園奨励費と大差ない中での利用者負担金額を設定いただいていることを理解します。幼稚園では第 4 階層の人数が一番多いと思います。それを超える方は少数だと思います。様々なデータを利用して就園奨励費と比較してあり、新制度に移行しても利用者への影響が少ないことは良いと思います。

【委員】

就園奨励費と大差ありませんし、現在幼稚園に入園となると、後から就園奨励費で補助されますが、一時的に様々な支払いが重なり厳しいという声もあります。そういう意味では、負担が軽減され良いのではないかと思います。

【会 長】

新制度に移行すると、現在の入園料がなくなり、その分は月々の利用者負担の中に含まれているという考え方になります。

【事務局】

新制度における利用者負担金に含まれるのは保育料・入園料・光熱水費・施設費であり、教材費・制服購入費・通園バス代・給食費、特別活動に係る費用については、今と同じ実費負担となります。

【委 員】

利用者負担については、収入のある方はその額に応じた応能負担をしていただき、収入の低い方には補助をするというのが本来的な形だと思います。5階層の収入の高い部分については、今後検討する余地があるのではないかと思います。

【会 長】

富良野市もかなり努力していただいた利用者負担（案）だと思います。今、かなり就園奨励費が手厚いので、新制度に移ることによって負担増になる方もいますが、その中でもかなり検討していただいた内容と思います。

子ども・子育て会議としては、1号認定子どもの利用者負担額の見直し案について理解（了承）をしたということにいたしたいと思います。

(2) その他

出席委員からの協議事項等なし

5. そ の 他

【事務局】

- ・ 今後、「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（1号認定こども（幼稚園等）の利用者負担額の変更）」に係るパブリックコメントを7月20日（水）から8月8日（月）期間実施する。それを経て、平成28年第3回市議会定例会に条例改正について提案いたします。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の進行管理、事業内容等の見直しについて、今後の子ども・子育て会議の中で協議を行っていく予定です。

6. 閉 会